

## 与那原町 **エアコン設置等支援事業**

新型コロナウイルス感染症対策のため町民に不要不急の外出を控えさせるため、ステイホームに適した生活環境の整備を目的に町内在住の住民に対して、エアコンの修理又は購入及び設置工事費を予算の範囲内で支援金を交付します。



○1台しか無いエアコンが故障したので修理又は買い換えたい。

○エアコンが1台も無いので設置したい。

### ○事業内容

**非課税世帯の要件のみ解除！  
全世帯対象となりました。**

※その他の要件は変更ありません。ご注意ください。



### 【対象者】

町内在住の住民で、世帯全員が町税等の滞納がないこと。世帯にエアコンが1台も無い世帯、又はエアコンはあるが故障により実質1台も無いと判断される世帯が対象です。

複数の世帯が同居している場合、完全に生活が別々であれば申請が可能。1軒の家の中でお互いが行き来が出来て、1台でもエアコンがあれば対象外となります。

また、生活保護世帯で過去に設置補助を受けている場合は、修理及び設置も対象外となります。

生活保護世帯は事前に福祉事務所へ確認して下さい。

担当職員が申請後に個人宅まで必ず確認へ伺い判断します。

### 【受付期間】

令和3年11月1日～令和4年2月28日。



問い合わせ先 まちづくり課 945-7244

## 【対象期間】

令和3年4月1日～令和4年2月28日までの間

但し、既にエアコンの修理や設置された世帯は、職員が領収書や現地確認を実施して交付対象であるか判断します。

領収書等が準備出来ない場合は証明がする事が出来ない為、支援金を交付する事が出来ません。

## 【支援金額】

エアコンの修理又は設置及び設置工事に係る費用の半額を交付。

(上限：50,000円まで)

## 支援交付金の申請方法

Step1.申請書を町に提出

Step2.現場確認及び納付状況の確認

Step3.支援金交付決定通知書を送付

Step4.修理または設置

Step5.現場検査

Step6.請求書の提出

(申請者が指定した金融機関口座に給付金が振り込まれます)

申請額が予算額に達した時点で終了します。

## 申請の時に必要な書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 見積書または領収書の写し
- 対象者の本人確認書類の写し  
(個人番号カード、運転免許証、健康保険証、住民票等)
- 納付状況照会の同意書（様式第2号）
- 振込先通帳の写し

## 注意事項

- 領収書を紛失された方は、購入した店舗で領収書を再発行してもらえます。購入販売店へ直接お問い合わせください。
- 年度途中であっても、申請額が予算額に達した時点で終了しますのでご注意ください。
- 申請締め切りは令和4年2月28日までですので、ご注意ください。
- この交付金は、令和3年度限定の予定となっております。予めご了承下さい。
- 交付金を受けて購入した製品や資材等の転売、譲渡は禁止です。
- エアコンの修理又は設置前及び設置後に役場職員による現場検査を行います。